

# 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可についてのフローチャート

申請人 ☺

この間約10日

事前相談書提出

●事前相談正・副2部提出。

事前相談書の回答

●周辺地域の住民に対するの事前周知を行う。

この間約30日

※許可申請は、検討、修正等により、許可までに時間を要する傾向にあります。余裕を持った申請をお願いいたします。

許可申請書提出

●正・副2部提出。

許可

※許可後、法第十二条第四項による公表

標識の設置

許可条件を確認し、遵守すること。完了検査時提出書類をよく確認し、工事写真の撮り忘れが無いようにすること。

工事着手

定期報告書の提出

定期報告書の副本返却

●正副各1部提出

報告を要する規模

報告の期間

- ①盛土で高さ2m超の崖
- ②切土で高さ5m超の崖
- ③盛土と切土を同時に行い、高さ5m超の崖(①、②を除く)
- ④盛土で高さ5m超(①、③を除く)
- ⑤盛土又は切土の面積が3000㎡超(①～④を除く)

許可より3ヶ月毎

中間検査申請書の提出

現場検査

合格証交付

●正1部提出

検査を要する規模

検査申請時期

- ①盛土で高さ2m超の崖
- ②切土で高さ5m超の崖
- ③盛土と切土を同時に行い、高さ5m超の崖(①、②を除く)
- ④盛土で高さ5m超(①、③を除く)
- ⑤盛土又は切土の面積が3000㎡超(①～④を除く)

検査日は当課と協議の上決定し、申請については検査日の2日前までに提出すること。

特定工程に係る工事完了から4日以内  
(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令24条1項)法第18条第1項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土した後地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。

工事が完了した日から4日以内に申請が必要  
※検査日は当課と協議の上決定し、申請については検査日の2日前までに提出すること。

工事完了検査申請書

完了検査

検査合格

この間約20日

検査済証の交付

特定工程ごとに政令で定める特定工程後の工程に係る工事は、法第18条第2項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

中間検査の結果により、是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査をし、中間検査合格証の交付を受けた後に次の施工工程に進むこととなる。